

肉用牛経営体質強化緊急支援事業費補助金実施要綱

令和4年10月7日付け4畜第385号

第1条 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響下における飼料価格の高騰等により肥育農家の収益が悪化し、子牛の購買意欲の減退により子牛価格が急落しており、肉用子牛生産者の生産意欲の低下による肉用牛生産基盤の弱体化が懸念される状況にある。

このため、県は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が実施する「優良肉用子牛生産推進緊急対策事業」（以下「機構事業」という。）に参加し、畜舎の環境改善や疾病の防止等の経営改善に取り組む肉用子牛生産者に対し支援することとし、もって、肉用子牛生産者の生産意欲を高め、肉用子牛の生産基盤の維持・強化を図るものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、「長崎県補助金等交付規則」（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、「長崎県農林部関係補助金等交付要綱」（平成19年3月30日長崎県告示第460号の12）及び「優良肉用子牛生産推進緊急対策事業実施要綱」（令和4年6月22日付け4農畜機第1849号。以下「機構要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2条 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、一般社団法人長崎県畜産物価格安定基金協会（以下「県基金協会」という。）及び機構要綱の第4の3の規定に基づき、県基金協会から事務の委託を受けた農業協同組合等とする。

第3条 事業の内容

事業実施主体は、県が公表する肉用子牛の県平均価格が、第4条の4に定める発動基準価格を下回り、かつ機構事業の発動がない場合、肉用子牛の飼養頭数を維持することを目的として経営改善を図る肉用子牛生産者に対して、第4条の5により算出した額を奨励金として交付するものとする。

第4条 事業の要件

1 交付対象者

第3条に定める奨励金の交付対象となる肉用子牛生産者は、機構要綱の第4の1に定める経営改善計画を県基金協会に提出し、機構事業に参加する者とする。

2 交付対象子牛

第3条に定める奨励金の交付対象となる肉用子牛は、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第6条第1項に規定する生産者補給金

交付契約に係る肉用子牛であって、事業実施主体が「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年12月21日付け元畜A第3463号農林水産省畜産局長通知。以下「運用通知」という。）第2の4の規定に基づき販売したことを確認した肉用子牛とする。また、その品種区分については、黒毛和種及び褐毛和種とする。

3 県平均価格

(1) 県平均価格の算出の単位となる期間

県平均価格の算出の単位となる期間は、令和4年6月1日から12月31日までの間の各月とする。

(2) 県平均価格の公表

県平均価格は、黒毛和種にあつては機構が公表するデータにより、また、褐毛和種にあつては該当する農業協同組合から提供されたデータにより、県が公表するものとする。

4 発動基準価格

2に定める品種区分ごとの発動基準価格は、次のとおりとする。

ア 黒毛和種にあつては県平均価格60万円

イ 褐毛和種にあつては県平均価格55万円

5 奨励金の算出

事業実施主体は、2に定める品種区分ごとに、3の(1)に定める算出の単位となる期間に販売された交付対象子牛の交付対象者別の頭数に、別表1の補助単価を乗じて得られた額を合計することにより交付対象者ごとの奨励金を算出し、交付するものとする。ただし、機構事業の対象となる肉用子牛は除く。

第5条 事業の実施

- 1 この事業の実施にあつては、事業実施主体は、別紙様式第1号の肉用牛経営体質強化緊急支援事業実施計画承認申請書を県に提出しその承認を受けるものとする。
- 2 県は、計画を承認したときは事業実施主体に通知するものとする。

第6条 県の補助

県は、予算の範囲内において、別表1に定める補助対象経費及び補助単価により、事業実施主体が第3条に規定する事業を実施するのに要する経費について補助するものとする。

第7条 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、規則第4条の規定により補助金の交付申請を行う場合は、県が別に定める期日までに別紙様式第2号の肉用牛経営体質強化緊急支援事業費補助金交付申請書を県に提出するものとする。

なお、補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 肉用牛経営体質強化緊急支援事業実施計画書（別紙様式第2号の別添1）
- (2) 収支予算書（別紙様式第2号の別添2）
- (3) 暴力団排除に係る誓約書（参考様式1）
- (4) その他知事が必要と認める書類

ただし、(3)については、別途農林部で定める団体は、提出不要とする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、規則第11条第2項の規定による補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、別紙様式第3号の肉用牛経営体質強化緊急支援事業費補助金交付変更承認申請書を県に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の変更を伴う事業費の変更

3 補助金の概算払

(1) 県は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認められる場合には、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第4号の概算払請求書を県に提出するものとする。

4 事業の実績報告

事業実施主体は、規則第13条第1項の規定による実績報告書の提出期限は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、別紙様式第5号の肉用牛経営体質強化緊急支援事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を県に提出するものとする。

第8条 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

事業実施主体は、県に対して第7条の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7条の4の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7条の4の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の肉用牛経営体質強化緊急支援事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに県に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を県に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（事業実施主体等自ら若しくはそれぞれの取組主体の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により県に報告しなければならない。

第9条 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和4年度とする。

第10条 帳簿等の整備保管

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 事業に参加する肉用子牛生産者が保管する経営改善計画に記載された取組を実施したことを証する書類の保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 3 県は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じ、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

第11条 その他

県は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附則（令和4年10月7日付け4畜第385号）

- 1 この要綱は、令和4年10月7日から施行し、令和4年10月7日から適用するものとする。

別表 1

事業の種類	補助対象経費	補助単価
1 優良な肉用子牛の生産を目的として経営改善を図る取組に対する奨励金の交付	事業実施主体が、交付対象者に対して奨励金を交付するのに要する経費 (1) 県平均価格が発動基準を下回り、かつ機構事業が発動がなかった場合	1万円/頭

長崎県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度肉用牛経営体質強化緊急支援事業
実施計画書の承認申請について

肉用牛経営体質強化緊急支援事業費補助金実施要綱第5条の規定に基づき、
関係書類を添えて申請します。

（関係書類）

- 1 事業実施計画書（別紙様式第1号の別添1）

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

(別紙様式第1号の別添1)

令和 年度肉用牛経営体質強化緊急支援事業実施計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

経営改善を図る取組に対する奨励金の交付

区 分	品種区分	交付対象見込み		奨励金交付見込額	
		人数 (人)	頭数 (頭)	単価 (頭/円)	交付額 (円)
令和4年6月分 ～12月分 合 計	黒毛和種				
	褐毛和種				
	合 計			—	

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度肉用牛経営体質強化緊急支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において、肉用牛経営体質強化緊急支援事業について、肉用牛経営体質強化緊急支援事業費補助金 円を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第4条の規定により、次の書類を添えて申請します。

記

- 1 事業実施計画書（別紙様式第2号の別添1）
- 2 事業収支予算書（別紙様式第2号の別添2）

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

(別紙様式第2号の別添1)

令和 年度肉用牛経営体質強化緊急支援事業
実施(変更)計画書(実績書)

1 事業の目的(変更の理由)

2 事業の内容(変更の内容)

経営改善を図る取組に対する奨励金の交付

区 分	品種区分	交付対象見込み(実績)		奨励金交付見込額(実績)	
		人数 (人)	頭数 (頭)	単価 (頭/円)	交付額 (円)
令和4年6月分 ～12月分	黒毛和種				
	褐毛和種				
合 計	合 計			—	

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区 分	事業費	負担区分		備 考
		県補助金	その他	
経営改善を図る 取組に対する奨 励金の交付				
合 計				

4 事業実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

(注1) 変更の場合、2、3及び4については、変更部分が容易に対照できるよう変更前を()書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

(注2) 交付対象見込み(実績)の人数(人)及び頭数(頭)が確認できる販売データ等の証拠書類の写しを添付すること。

(別紙様式第2号の別添2)

令和 年度肉用牛経営体質強化緊急支援事業
(変更) 収支予算書 (精算書)

1 収入の部

事業区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備考
			増	減	
県補助金 その他	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

事業区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備考
			増	減	
経営改善を図る 取組に対する奨 励金の交付	円	円	円	円	
計					

(注) 変更がある場合は、変更部分が容易に対照できるよう変更前を () 書き
で上段に、変更後をその下段に記載すること。

長崎県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度肉用牛経営体質強化緊急支援事業費補助金
交付変更承認申請書

令和 年 月 日付け長崎県指令 畜第 号で補助金の交付決定のあった
肉用牛経営体質強化緊急支援事業について、下記のとおり変更したいので承認さ
れたく、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第2
項の規定に基づき申請します。

記

（理 由）

- 1 事業実施計画書（別紙様式第2号の別添1（変更））
- 2 事業収支予算書（別紙様式第2号の別添2（変更））

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

別紙様式第4号（第7条の3の（2）関係）

令和 年度肉用牛経営体質強化緊急支援事業費補助金概算払請求書

金 _____ 円

令和 年 月 日付け長崎県指令 畜第 号で交付決定通知のあった令和 年度肉用牛経営体質強化緊急支援事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第16条の規定により請求します。

年 月 日

長崎県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

（添付書類）

- 1 請求内訳書（別紙様式第4号の別添1）
- 2 出来高（見込み）調書（別紙様式第4号の別添2）
- 3 別表「奨励金の請求明細」

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

(別紙様式第4号の別添2)

出来高(見込み)調書

区分	補助対象 事業費	左のうち 補助金相当額	事業期間	年 月 日現在出来高(見込み)			請求額	備 考
				出来高率	事業費	補助金相当額		
経営改善を 図る取組に 対する奨励 金の交付	円	円		%	円	円		
計								

上記のと通りの出来高(見込み)であることを認めます。

年 月 日

団体名

代表者氏名

別表

奨励金の請求明細

事業実施主体名：

(単位：人、頭、円)

交付対象期間	品種区分	黒毛和種	褐毛和種	合計
	交付決定額			
令和〇〇年 〇月～ 〇月分	交付対象生産者数	()	()	()
	① 交付対象頭数	()	()	()
	② 単価			
	交付額 (①×②)	()	()	()
	当月不足額			
令和〇〇年 〇月～ 〇月分	交付対象生産者数	()	()	()
	① 交付対象頭数	()	()	()
	② 単価			
	交付額 (①×②)	()	()	()
	当月不足額			
令和〇〇年 〇月～ 〇月分	交付対象生産者数	()	()	()
	① 交付対象頭数	()	()	()
	② 単価			
	交付額 (①×②)	()	()	()
	当月不足額			
今回概算払 請求額	不足額の合計			
	交付金額			
	今回概算払請求額			

(注) 1. 既概算払の交付対象頭数に変更(追加)が生じた場合は、()内に変更前の交付対象頭数を記入し、当該期間にかかる奨励金の不足額を計算する。

2. 「不足額の精算」は原則として、今回請求分の前期分に限ることとし、頭数変更の理由書(様式任意)を添付する。

長崎県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度肉用牛経営体質強化緊急支援事業実績報告書

令和 年 月 日付け長崎県指令畜第 号で補助金の交付決定の通知があった肉用牛経営体質強化緊急支援事業について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第13条の規定により、その実績について関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実施実績書（別紙様式第2号の別添1（実績書））
- 2 事業収支精算書（別紙様式第2号の別添2（精算書））

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

別紙様式第6号（第8条の3関係）

令和 年度肉用牛経営体質強化緊急支援事業に係る
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け長崎県指令 畜第 号で補助金の交付決定のあった肉用牛経営体質強化緊急支援事業費補助金について、肉用牛経営体質強化緊急支援事業費補助金実施要綱第8条の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円
を返還します。

記

- 規則第14条第1項の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け長崎県指令畜第 号による額の確定通知額） 金 円
- 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 補助金返還相当額（3－2） 金 円

（注）内訳資料、その他参考となるものを添付すること。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○－○○○－○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○－○○○－○○○○）

参考様式1（第7条の1関係）

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

暴力団排除にかかわる誓約書

私は、令和 年度肉用牛経営体質強化緊急支援事業費補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

※チェック欄（誓約の場合、 にチェックを入れてください。）

- 自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年度法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの
- 補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。
- 暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。
- 暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。